にあつては、次の第一号から第三号まで並びに第一項第四号及び第五号に掲げる数値、平成二十六年四月二日から平成二十七年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第四号まで及び第一項第五号に掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

一　平成三十年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和元年総務省令第二十九号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第九項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十四の二第十一項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二～五　［略］

［削る］

8　令和元年度における第四十八条第一項の規定の適用については、同項中「算定した額とする。」とあるのは、「算定した額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額とする。」とし、同項の算式の符号A中「第49条の規定によつて算定した基準財政需要額」とあるのは、「附則第19条の16第9項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定によつて算定した基準財政需要額」とし、同項の算式の符号B中「前条までの」とあるのは、「法附則第6条の2の適用がないものとした場合における前条までの」とする。

9　令和元年度における附則第十九条の十四第十一項及び第十九条の十四の二第十一項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

［10　略］

（沖縄の地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定方法の特例）

第二十条　法附則第九条の規定に基づく沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村（以下「沖縄の地方団体」という。）に対して交付すべき令和元年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次項以下に定めるところによる。

2　沖縄県の区域内の市町村に対する第十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「地方税法第411条の規定により平成29年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点」とあるのは、「沖縄県知事の申請に基づき総務大臣の定める地点」とする。

3　沖縄県の区域内の市町村のうち附則別表第十四に掲げるものの「地域振興費」のうち人口を測

村にあつては、次の第一号から第三号まで並びに第一項第四号及び第五号に掲げる数値、平成二十五年四月二日から平成二十六年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第四号まで及び第一項第五号に掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［新設］

一～四　［同上］

五　平成二十五年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第六十三号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第八項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十五第九項、附則第十九条の十五の二第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

8　平成三十年度における第四十八条第一項の規定の適用については、同項中「算定した額とする。」とあるのは、「算定した額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額とする。」とし、同項の算式の符号A中「第49条の規定によつて算定した基準財政需要額」とあるのは、「附則第19条の16第9項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定によつて算定した基準財政需要額」とし、同項の算式の符号B中「前条までの」とあるのは、「法附則第6条の2の適用がないものとした場合における前条までの」とする。

9　平成三十年度における附則第十九条の十四第十一項及び第十九条の十四の二第十一項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

［10　同上］

（沖縄の地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定方法の特例）

第二十条　法附則第九条の規定に基づく沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村（以下「沖縄の地方団体」という。）に対して交付すべき平成三十年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次項以下に定めるところによる。

2　沖縄県の区域内の市町村に対する第十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「地方税法第411条の規定により平成24年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点」とあるのは、「沖縄県知事の申請に基づき総務大臣の定める地点」とする。

3　沖縄県の区域内の市町村のうち附則別表第十四に掲げるものの「地域振興費」のうち人口を測